

埼玉保険医新聞

発行所
埼玉県保険医協会
〒330-0074
さいたま市浦和区北浦和
4-2-2 アンリツビル5F
電話 048(824)7130
FAX 048(824)7547
発行人 大場敏明
購読料 1部150円
会員の購読料は会費に含まれています。

主な記事

2面	論壇「早急に日米地位協定を改定し、日本人への人種差別を止めさせよう」
3面	新型コロナウィルス感染症拡大による施設基準管理への影響調査結果
4面	「全世代型社会保障改革はまる路(2) 高端正幸氏」
5面	「第2回同一労働同一賃金解説」是永一穂氏

コロナ以前の計画は一旦停止を

75歳超の2割負担中止に 多数の署名と意見が続々 時期的にも政策的にも見直しが必要

マイナンバーカードの保険証化や七五歳超の一部負担金二割化など、新型コロナウイルス感染症が生ずる以前の計画行程を政府は軌道修正せずに進めている。平時に計画した国民負担案や社会システム変更の行程は、一旦は中断させるべきであろう。政府や与党は七五歳超の二割負担法案の成立を狙うが、医療関係者や国民からは負担増中止を求める声が高まっている。

協会では三月より「七五歳超の二割負担の中止を求める」署名の取組みを開始し、会員に協力を呼びかけている。会員からは早速、署名の「署名の取組 入った封書が届けられて

75歳超の2割負担化の中止を求める協会役員ら



今回の法案は、コロナ禍で既定スケジュールの政府計画を強行している問題の他、首相や政府説明に整合性がないことが判っている。また、高齢者は現在でも収入に対する

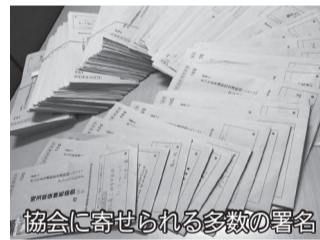
明に矛盾があることなどにも問題がある。菅首相は「現役」と「高齢者」と世代間を対立させ「若い世代の負担上昇を抑える」と一月の国会冒頭の施政方針演説で述べたが、今回の法案では現役の個人負担は年間三五〇円しか軽減されないことを厚労省は発表(表1)。首相や政府の説明に整合性がないことが判っている。また、高齢者は現在でも収入に対する

協会の理事会では法案の阻止に向け取組みを強化していくことを協議。会員には引き続きの協力を呼びかけ、国会議員への要請を強めることや、

表1) 現役世代への財政影響

	22年度時点	25年度時点
抑制効果額		
1人あたり	▲700円	▲800円
総額	▲720億	▲830億
【参考】		
公費削減分	▲980億	▲1,140億

※厚労省資料より。年間効果額



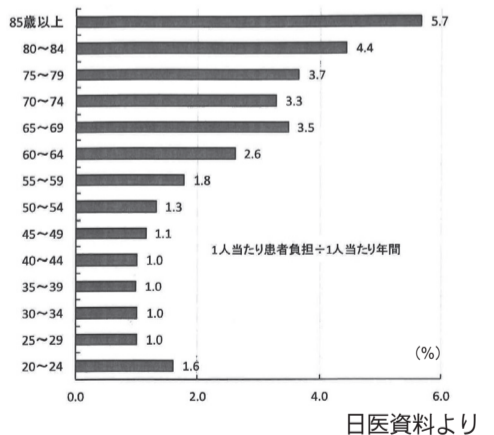
協会に寄せられる多数の署名

保団連が行うツイッター・デモ等に協力していくこととした。

◆お手元の署名

三月より協力を呼びかけている請願署名には五〇〇人を超える会員より協力の申し出が寄せられている。集約いただいた署名は四月二十日頃までに協会にお寄せいただきたい。

表2) 1人あたり年間収入に対する患者一部負担の比率



日医資料より

75歳以上2割負担問題の詳説

4面に掲載

高端正幸氏

(埼玉大学人文社会科学部准教授)

先月号では高端正幸氏に75歳以上の窓口負担割合増に関する政府の説明の矛盾を解説いただいた。今月号では窓口負担の引き上げが続く限り、医療・福祉の財政事情は悪化するばかりだと主張している。

ずさんで無責任な導入計画が露呈 オンライン資格確認本格稼働は延期に

三月下旬よりマイナンバーカードによるオンライン資格確認が本格稼働することになっていたが、三月二十六日に田村厚労大臣は記者会見にて「本格実施は十月をめどとする」と表明した。骨太方針の既定スケジュールである今年三月からの稼働に向け、菅政権は昨秋以降「加速化

ラン」として医療機関への補助金率の引き上げを講じたが計画行程に無理があったことが露呈した格好だ。延期の理由として「登録データの不備」などをあげているが、これらはオンラインによるデータ照合以前の問題であり早期から把握されてしかるべき事案だ。三月中も政府広報で「マイナンバーカードは保険証としても利用できる」と大宣伝を続けたシステムを突如延期とした判断理由は曖昧

である。政府、厚労省は国民や医療機関に対して「延期」について正式な広報をすべきである。延期に伴いこれまでカードリーダーを申請してきた医療機関からのキャンセル等には柔軟に対応すべきである。また、医療機関におけるガイドラインが未定なまま等本

自在に柔軟に、状況に応じて活用できる「保険医年金」ご加入のおすすめ

共済部長 橋本 英二郎



新型コロナウイルス感染拡大の影響で日々厳しい状況が続いておりますが、会員の皆様におかれましては日ごろより協会の各種事業・活動にご参加、ご協力を賜り感謝申し上げます。

今年も5月1日より保険医年金の申込受付が始まります。昨年は、新規加入、久々の増口、たくさんの方にご利用をいただきました。

保険医年金は会員の老後保障を目的に1968年に創設されました。安定的に運営を続け、現在では約5万3000人の加入者数と積立金総額1兆2000億円を上回る日本有数の私的年金です。

月払掛金は1口1万円、通算30口(30万円)の積立ができ、さらに余裕資金は一時払掛金1口50万円(※)で積み増しできます。

年金でも一時金でも受給可能、掛金払込中断・再開、増口・減口など、ライフプランや経営状況の変化に応じて、先生方ご自身が見直しできる自在性・柔軟性のある制度となるよう改善・充実を図り今日まで発展してきました。

医療機関の経営の厳しい今だからこそ、助け合いの共済制度をぜひご利用ください。この機会に、ご加入・増口のご検討をいただきたくお勧め申し上げます。

※一時払1口50万円:新規の場合は1回に40口(2000万円)、増口の場合は1回に20口(1000万円)まで申込できます。

告示

2021年4月5日

埼玉県保険医協会資格審査委員会

- 任期
二年間(二年後の総会の終了まで)
- 立候補資格
① 本会の会員であり、本会入会後二年以上を経過していること。
② 会費等の滞納がなく、本会の活動に理解があること。
③ 過去に本会規約第一二条及び第二〇条に基づく処分を受けた経歴がないこと。
- ④ 入会後二年以上を経過している会員二人を推薦人として確保していること。
- 締め切り
二〇二一年四月十三日(火)一七時二〇分まで
- 方法
(1) 立候補の意思のある会員は締切日までに書面で届け出ること。
(2) 同時に二以上の役員に立候補することとはできない。
(3) 所定の立候補届出用紙があるので、締切日までの届出に間に合うよう早めに埼玉県保険医協会事務局まで申し出ること。事務局受付時間は九時一七時二〇分

個別指導に弁護士が帯同できます